

教育委員会6月定例会会議録

1. 日 時 平成29年6月27日(火)午後5時30分
2. 場 所 ウララ2(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 井 坂 隆
職務代理者 小 原 芳 道
委 員 橋 本 重 信
委 員 説 田 賢 哉
委 員 松 延 芳 子
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 服 部 正 彦 参 事 栗 栖 宣 博
教育総務課長 根 本 卓 也 学 務 課 望 月 亮 一
生涯学習課 今 野 修 文 化 課 根 本 陽 一
スポーツ振興課 星 田 洋 一 指 導 課 鶴 田 由 紀 子
国体推進課 北 島 康 雄 博 物 館 塩 谷 修
上高津貝塚 黒 澤 春 彦 学 務 課 主 査 塚 本 耕 司
生涯学習課主査 大 塚 久 男 文 化 課 主 幹 萩 谷 良 太
5. 議 題
 - (1) 議 案
 - ① 議案第9号
土浦市教育委員会事務局の組織規則の一部改正について (教育総務課)
 - ② 議案第10号
土浦市市民ギャラリー条例施行規則の制定について (文化課)
 - ③ 議案第11号
土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について (生涯学習課)
 - ④ 議案第12号
土浦市美術展委員会委員の委嘱について (文化課)
 - ⑤ 議案第13号
土浦市教育支援委員会委員の委嘱について (学務課)
 - ⑥ 議案第14号
土浦市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部改正について (学務課)
 - (2) 協議事項
 - ① 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について(案) (教育総務課)
 - ② 土浦市青少年問題協議会委員の推薦について (教育総務課)
 - (3) 報告事項

- ① 通学バスについての陳情について (学務課)
- ② (仮称) 土浦市立学校給食センター基本設計(中間報告)について (学務課)

(4) その他

- ① 夏休みファミリーミュージアムの開催について
(土浦市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
- ② 第41回子ども郷土研究の開催について (上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
- ③ 第20回土浦薪能について (文化課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 お待たせしました。定例の教育委員会を始めます。

最初に、教育長の報告事項をお願いします。

教育総務課 ————— 5月24日以降の行事について報告 —————

教 育 長 ただいま報告あったとおりでございますが、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、3番の議案ですね。第9号議案から追加がありますので、13号議案までということでございますので、きょうは全部公開ということですね。

それでは、第9号をお願いします。

教育総務課 資料の4ページをお願いいたします。

説明の前に、小さい紙で正誤表というのをお配りさせていただきました。

こちら、5ページの正誤表になりますけれども、5ページの中段でございます、第3条第1項の表と記載されていますけれども、こちら、第3条第2項のほうに訂正させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料4ページのほうにお戻り願います。

土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてでございます。市長の教育委員会に対する事務委任の規則の一部を改正する規則が29年6月1日に施行され、土浦市民ギャラリーの管理運営に関する事務が文化課の所管となったことから、土浦市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するものでございます。

6ページをお願いいたします。

こちらが第3条第2項の表でございますが、改正後ということで、文化課の欄に、右側でございます、教育機関等に「市民ギャラリー」を追加するとともに、7ページをお願いいたします。7ページが第6条関係の別表でございます。文化課、文化係の欄に、一番下、10番でございます、「市民ギャラリーの管理運営に関すること」を追加するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願います。

教 育 長 ただいま、第9号について、市民ギャラリー関係での改正ということでございますが、ご質問等ございますでしょうか。ギャラリーの所管はもともと市長部局である。

端的に言うと、それをこっちが請負しているという話です。

教育部長

単純に言えば、そういうことですがけれども、要は、教育委員会所管だよと。教育委員会ではどこが担当するのというのが明確にするということです。

教育長

法律的にはいろいろあるんですよ。

教育部長

ギャラリーについては美術館ではないので、教育施設には該当しないということで、市長部局で設置も可能な施設なわけです。ただ、関連から言って、教育委員会でこれまでも事務もやってきましたので、所管してほしいと。立ち上がったら、それは文化課の所管だよということが明確になったと、役所全体で明確にしたということです。

教育長

よろしいでしょうか。

続きまして、10号、よろしくをお願いします。

文化課

議案第10号 土浦市民ギャラリー条例施行規則の制定についてでございます。資料のほう、12ページをお開き願います。

本案につきましては、去る3月の市議会定例会におきまして、議決を得ました土浦市民ギャラリー条例の施行に関して、管理運営等について必要な事項を定めるため、土浦市民ギャラリー条例施行規則を制定するものでございます。

資料のほうでございますが、13ページから17ページにかけては、制定内容の説明書となります。18ページから36ページにかけては、規則の原案となっております。また、38ページに、先日の臨時会のほうで一旦ご説明させていただきました受付方法等につきまして、再度参考に資料を添付してございます。

それでは、13ページの制定内容説明書についてご説明させていただきます。

今回の規則の条文につきましては、全部で16条で構成してございます。まず、第1条におきましては、規則を制定する趣旨を明記してございます。第2条におきましては、市民ギャラリーに職員を配置することについて明文化してございます。第3条におきましては、先日の臨時会でご説明させていただきましたけれども、申請の受け付けについて、1年間、年度を前期分・後期分に分けて、それぞれ7カ月前から受付を開始するというようなことを明記してございます。実際の運用につきましては、前回もお示しさせていただきました38ページの参考資料の2番にございますけれども、前期分、あるいは後期分につきまして、その中の最初の月から起算して7カ月前に当たる月に会期単位での申し込みを受け付ける。そのときに売れ残った分につきましては、6カ月前に当たる日から1日単位での申し込み受付をしていくということになってまいります。なお、市展などの市が主催するようなものは優先的に使用したいというふうに考えてございます。

13ページにお戻りいただきまして、第4条でございます。第4条につきましては、申請に対する許可、あるいは不許可について明記してございます。

14ページの第5条におきましては、貸しギャラリーの展示作業、あるいは片づけをする時間なども開館時間内で行っていただくという旨の明記でございます。第6条につきましては、一旦許可した内容を使用者側が変更あるいはキャンセルする場合の受付について明記してございます。第7条の使用許可の取り消しにつきましては、使用者が違反等をした場合に、使用を取り消す場合の通知について明記してござい

ます。第8条、使用料の減免につきましては、こちらも先日の臨時会で一度ご説明させていただきました学校あるいは学生等に係る使用料の減免について明記してございます。なお、使用料金につきましては、38ページに参考に記載してございますが、料金は条例のほうで定めているものでございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

第9条、使用料の返還についてでございます。ギャラリーのほう、一旦納付された使用料につきましては、原則として返還いたしませんけれども、使用者の責任でない事由により使用ができなかった場合、こちらは全額返還できること、あるいは使用者の都合でキャンセルする場合、2カ月前までに申し出があった場合には7割をお返しします。1カ月前までに申し出があった場合には5割を返還いたしますというような内容をうたってございます。1カ月を切ってしまった場合には全額返還はないということになっています。続きまして、第10条、特別の設備等の申請につきましては、使用者が自分で自前の照明などを持ち込んで展示等を行う場合には、許可を受けるということを明記してございます。11条の禁止行為につきましては、条例で定める禁止行為について、その具体的な行為を定めるものでございます。第12条の損傷等の届け出につきましては、ギャラリー内での物品等を損傷させた場合の届け出について定めてございます。

16ページ、第13条の使用後の点検につきましては、使用が終わった後、部屋の点検を受けるということを明記してございます。14条、寄贈及び寄託でございますが、美術作品につきましては、市のほうに、寄託したいという方が時折いらっしゃいますので、その扱いについて明記するものでございます。具体的に申しますと、寄附したいという方の物を全て受け入れるわけにはいきませんので、その価値、あるいはそのものが本物かどうか、必要性等について判断するために第三者の意見を聞くことができるという旨を明記してございます。第15条、美術品の貸し出しにつきましては、市が所蔵する美術品について、例えばほかの美術館等で貸してほしいというようなことがあった場合の取り扱いについて明記しているものでございます。ちなみに、現在、市のほうでは、市にゆかりのある作家が描いた絵画などの美術品、スケッチを含めると2,000点以上所有してございます。これらの美術品は新しくできるギャラリーの収蔵室で保管することとなっております。

続きまして、17ページ、16条につきましては、規則に明記した以外のことについて別に定める旨を明記した補則となっております。施行につきましては、条例の施行日といたします。また、各条文に沿った申請書等の様式につきましては、22ページから36ページの中に様式がございます。

以上、規則のほうの説明でございますが、今後、図書館も含めて、現地の内覧会、こちらを教育委員会の方に見ていただくために計画したいと考えておりますので、後日、日程のほうを調整させていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。ギャラリー関係の施行規則の制定についてでございますが、何かございますでしょうか。一点、市が所蔵している作品は今新治庁舎の脇の倉庫にあると思うんですけども、給食センターの整備との整合はとれているんですか。

給食センターの整備がもしも早くなった場合には、美術品のほうも早く移動しなく

教 育 長

文 化 課

てはならなかったものですから、学務課と連携させていただきまして、移動した後に取り壊しというにさせていただきます。その分、一時仮置きしないので、費用がかからず、美術品を保管する所まで1回で移動が済みますので、それができない場合には一旦ほかへ借りなくてはならないものですから、その辺は調整をとらせていただいています。

教 育 長 コストの削減はしている。連携もとっているということです。あとは、りそな銀行も、そういう意味では今回の整備はそういうことをかなり意識していると。

小 原 委 員 第2条にある館長というのは誰がやるんですか。これはギャラリー館長というんですか。図書館長とは別。

文 化 課 ギャラリーの館長につきましては、図書館長とは別に組織上は置くことにいたしまして、誰がなるかというのはこれから内部で決めていきます。

小 原 委 員 図書館長が兼ねるわけではない。そういうことはない。

教 育 部 長 文化課長が兼ねる予定でございます。

教 育 長 図書館長はどのような位置になるんでしたっけ。今回のギャラリーに関しては、連携ということを考えておりますので、名称は副館長になるか、あるいはまた違った名称をとるか、まだ決まってははいないんですけれども、何らかの形で連携した形をしていこうというふうには考えております。

教 育 部 長 図書館長が兼務でギャラリーの副館長等の役職でお願いしたいと思います。

教 育 長 その点、利用する市民サイドから見れば同じ施設なので、行政組織上の問題でトラブルがないようお願いしたいと思います。よろしいですか。

続きまして、11号 公民館運営審議会、お願いします。

生 涯 学 習 課 土浦市公民館運営審議会委員の委嘱につきまして説明をさせていただきます。42ページをお開き願います。

この春の定期異動や役員改正などによりまして、役員の交代のありました表中の米印のある委員につきまして委嘱をするものでございます。まず、1番の百瀬初江さん、6番の佐藤靖代さん、11番の梅澤義明さん、15番の青木葉重男さん、こちらの4名の方につきましては、規定に基づきまして、土浦市公民館運営審議会委員を委嘱するもので、ご承認をいただきますようお願いいたします。なお、任期につきましては、前委員の残任期間の平成30年5月31日までとなります。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長 ただいまの土浦市公民館運営審議会委員の委嘱について、何かご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

議案第12号 美術展委員会委員の委嘱についてということでございます。文化課。

文 化 課 議案第12号 土浦市美術展委員会委員の委嘱についてでございます。資料のほうは45ページをお願いいたします。

美術展委員会につきましては、市展の開催など、市の美術創作活動の推進を図るため、土浦市美術展委員会規則第2条に基づきまして、当委員会が委員を委嘱してございます。委員の任期は2年となっております、5月31日をもって任期が満了いたしましたので、改めて46ページの表に記載されております方々を委嘱させていただきたいと存じます。新たな任期につきましては、平成29年6月1日から平成31年

5月31日までで、委嘱状につきましては、6月1日に遡及して交付するものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

教 育 長
文 化 課
教 育 長
文 化 課
教 育 長

今45ページと言ったけれども、45ページ、空欄になっちゃっているけれども。失礼いたしました。46ページでございます。

45はなくていいのね。

45なしで、46です。

資料として残すときに、45は番号だけ打って残しておかないと。公文書ですので。よろしくお願ひします。ただいまのはよろしいですか。

続きまして、追加議案ということで、第13号 教育支援委員会委員の委嘱について、学務課お願ひします。

学 務 課

追加資料のほうの3ページをごらんいただきたいと思ひます。

土浦市教育支援委員会委員の委嘱についてでございます。こちら、土浦市教育支援委員会条例第3条の規定に基づきまして、平成29年7月1日から2年間の任期で委嘱するものでございます。3ページの表のとおり、米印のついた方につきましては新任の委員さんということでございます。それから、児童福祉施設関係職員のところ、市の教育支援センターの職員の名前が、すみません、空欄になってございます。こちらについては米印をつけていただいて、名前のほうが上倉……、下の名前は確認中でございます。後で報告します。女性でございます。

教育総務課

議案書のつくりとしまして、こういった鏡の後ろを空けて、ページだけ書くんですけども、それで次のページ、ページは入っています。

教 育 部 長

省いてずっとこれまでやってきたということなので、未表示でページは数える。ページとしては数えるけれども、相手との委員次第で、ずっとこれまで教育委員会の資料を出してきたということだそうなので、それにのっとってやっています。

学 務 課

先ほどの教育支援センター職員、上倉久美でございます。

教 育 長

よろしいですか。

第14号 幼稚園保育料等徴収条例の施行規則の一部改正について、学務課。

学 務 課

こちら追加議案のほうの7ページをお願ひいたします。

土浦市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正でございます。国のほうでは、幼児教育の無償化に向けて段階的に進めているところでございまして、それに沿った形で毎年市のほうの市立幼稚園の保育料の一部の見直しを実施しているものでございます。

今年度の改正点でございますが、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、低所得世帯、多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置が拡充となったことから、本条例施行規則を一部改正するものでございます。

具体的には、次のページをおめくりいただきまして、9ページのほうの新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。現在、市町村民税の額に応じて、生活保護の世帯の第1階層から、年間収入約360万円を超える第4階層までの階層になっておりまして、このうちの第2階層に当たる市町村民税非課税世帯の第2子の保育料を、現行で月額1,250円の保育料をゼロ円に見直すものでございます。今回の改正によ

りまして対象園児は全体で5名となります。後日、該当される保護者の皆様にはご案内の上、4月にさかのぼって納付された保育料の返還を予定しているものでございます。

なお、市立幼稚園の保育料につきましては、以前、3月の臨時会でご協議いただきましたが、公私間の格差是正が課題となっておりまして、保育料の改定を検討しているところでございますが、その後の市議会文教厚生委員会でご審議をいただきまして、一連の幼稚園の再編計画に保育料の値上げについて、さらに追い打ちをかけるような、そういったような形になるのではないかとということで、慎重に対応するようにとご意見がございました。本来であれば、子ども・子育て支援新制度の趣旨に鑑みまして、公私間の格差を解消することが基本的な考えでございますが、来年度、園児数がさらに少なくなる見通しでございます、100名以下になる見通しでございます。また、そのうち、支援を要する園児の割合がかなり多くなるというような状況、そうしたことで、再編計画への影響ということで、余りいい効果ではないのではないのか、そういったこと、さらに、改定を実施したとしても、歳入確保の視点からはごく限定的であること、こうした状況変化の中で、現時点におきましては、市立幼稚園の保育料の改定について、なかなか実施に踏み切ることが難しく、一旦凍結しているというような状況でございます。今回のこちらの規則の改定については、国の幼児教育の無償化に沿った対応ということで、第2子の低所得世帯になりますけれども、無償にしていくということでございます。

教 育 長 ありがとうございます。何かご質問ございますでしょうか。政令にのっとった改正。以前お示した部分については凍結という形です。

教育部長 いわば、値上げを凍結した。

教 育 長 値上げを凍結している。行政上、いろいろ加味してということですね。行政上のことですが、総合的に勘案して凍結ということで。よろしいでしょうか。議案は以上です。

続きまして、4. (1) 協議事項、教育総務課お願いします。

教育総務課 資料の47ページをお願いします。

平成28年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について(案)でございます。こちら、毎年、前年度の事業に対する点検・評価を行っているものですが、毎年作成しまして、これを議会に報告するとともに公表することになってございます。

2番の有識者については、点検・評価の客観性を確保するという観点から、記載の3名の皆様をお願いするものでございます。3番の有識者会議の予定でございます。3回予定してございます。7月24日、26日、8月9日、3回を予定してございます。一部訂正をお願いします。(2)の第2回有識者会議、こちら内容の欄で、「平成27年度各課事業説明」とありますけれども、「28年度」に訂正願います。よろしくお願いたします。4番の今後のスケジュールでございますけれども、有識者会議を経て、8月の定例会に有識者の意見を記入した案を定例会のほうに提出させていただいて、ご協議をいただきたいと考えております。その定例会の協議を経まして、

9月の議会におきまして文教厚生委員会に報告の上、その他の議員に配付するとともに、ホームページ等で公表する予定でございます。

本日お配りしました点検・評価の報告書の案をごらんいただきたいと思っております。こちらの5ページのほうをお願いします。5ページからが教育委員会に関する部分なんですけれども、まず、5ページの2番で、会議の開催状況ということで、6行目からに記載のとおり、28年度は18回の会議を開催しまして88件の審議をいただいたところでございます。

7ページをお願いします。

こちらからが定例会、また、臨時会の内容でございます。主な意見の欄に、定例会、臨時会で委員の皆様からいただいた意見を整理いたしましたので、24ページまでの内容について、また、同じく24ページの3番、活動実績、そして26、27ページの活動状況に関する評価について、いただいた意見を記載してございますので、確認をいただければと思います。本日、お持ち帰りいただきまして、確認後、訂正があれば、7月14日までに教育総務課のほうにご連絡をいただければと思います。説明は以上です。よろしくをお願いします。

教 育 長

ただいま、協議事項の1番、これは地教行法によって26条に、平成20年度から所管のことにについて報告しなければならない、前年の分ということですよ。学校のほうは学教教育法の中で評価しなければならないということで、その部分は除いた。だから市町村によって教育委員会の所管が違うから、土浦はこういう内容けれども、例えば、つくばはまた別の内容ということになりますよね。例えば、体育関係はみんな市長部局に入っているし、生涯学習も市長部局です。学校は除いてあると。確認願うということですかね。よろしいでしょうか。

続きまして、青少年問題協議委員会の推薦について、お願いします。

教育総務課

48ページをお願いします。

土浦市青少年問題協議会委員の推薦依頼でございます。51ページのほうをお願いいたします。現在、学識経験者として本委員会より小原委員が選出されておりますが、任期が6月30日をもって満了することから、改めて教育委員会に委員の選出依頼があったものでございます。

48ページのほうにお戻りいただきまして、推薦人数は1名、任期は7月1日から2年間となります。協議をよろしく願いいたします。

教 育 長

それでは、協議事項の2番目、青少年問題協議会委員の推薦についてということで、1名ということで、ここで決めるということでございますが、どういたしましょう。

〔「継続」と呼ぶものあり〕

小 原 委 員

これは委員長のとときに充て職みたいになったので、今度はそれではないので、委員の方、誰でもいいんでしょう。

生涯学習課

教育委員さんの中からということです。

教 育 長

4人の中からどうですか。

小 原 委 員

橋本先生、いかがですか。年1回ですから。

教 育 長

互選ということですよ。これは1回。

小 原 委 員

年1回ですよ、たしか。

生涯学習課 こちらの年1回、8月に会議がございまして、そちらのほうに出席されています。
年1回の会議ということ。

小原委員 皆さんやらないなら、私が。
教育長 教育委員の中から小原委員に継続ということでお願いいたします。
それでは協議事項が終わりまして、その他協議事項ございますか。
では、報告事項をお願いします。通学バスについて。

学務課 資料52ページのほうをお願いいたします。
通学バスの陳情についてでございます。新治の小高地区の通学路が危険な状態と
いうことで、通学バスの便宜が図られるよう、こちら52ページのとおり、議会宛
て、地区長及び母の会会長より通学バスについての陳情がございました。これに
ついて、6月定例市議会の中で趣旨が理解できるということから、全会一致で採
択されましたので、ご報告をいたすものでございます。

 こちら、小高地区を含めた新しい新治学園の通学バスについて、少しご説明をさせ
ていただきますと、新治地区では来年4月の新治学園開校に向けて、新治学園の開
校準備協議会を26年5月に設置し、現在に至るまでさまざまな視点から通学バス
の運行について協議をしましてまいりました。小高地区につきましては、新治学園までの
直線距離が2キロ未満であること、このため、原則、通学バスの利用対象区域には
入っておりませんが、通学バス基本方針の中で、通学の安全上、バスでの通学が適
切であると判断した児童についてはバス利用の対象とすると規定されております。
今般、この陳情をいただいた小高地区から新治学園への想定されます最短の通学路
につきましては、大変道幅が狭く、畑の周りには荒れ地が所々見受けられるよう
な状況で、民家も余り見当たらないというような状況でございます。また、小高地区
から通学をする児童も、今後も少ない状況を見込んでおりまして、単独もしくは少
人数での下校も想定されるというような状況でございます。

 こうしたことから、今回の陳情を受けまして、今年度新治地区で実施いたします
通学路の安全点検などの状況を踏まえて、通学時における安全面を十分に調査し
た上で、バスでの通学が適切であるかどうか、今後判断をしましてまいりたいとい
うふうに担当のほうでは考えてございます。よろしくをお願いします。

教育長 陳情が議会で採択されたということございまして、小高地区は山ノ荘小学校へ行
くよりは中学校のほうが近くなったんだけど、途中の道が危険なので、迂回す
ると2キロ超してしまうと、そういうことです。

小原委員 どの辺なんですか。山ノ荘。
教育長 山ノ荘小学校というか、新治中学校の近くなんですけれども、畑を挟んで。子供さ
んも4人とか、今4人で最終的に1人になっちゃうとか。

学務課 現在は5名なんですけれども、議会では1名というような陳情だったんですが、私
どものデータでは、そこまでは少なくなるデータではないんですけども、三、四
人という、そういう少人数なのは間違いない。

教育長 報告ですね。
学務課 報告ということでございます。
教育長 次、(仮称)土浦市立学校給食センター基本設計(中間報告)について。

資料のほうは、資料2番という別添のA4のカラーの資料をごらんいただきたいと思います。最初のところには新しい給食センターのイメージ図が載せてございますが、お開きいただきたいと思います。新しい学校給食センターの整備につきましては、本年の1月より基本設計を進めているところでございます。委員の皆さんへ基本設計の中間報告として報告をさせていただくものでございます。

まず、1ページのほうをごらんいただきたいんですが、左側のほうに新しいセンターの建設の設計方針を記載しております。一つといたしまして、安心・安全で望ましい食環境が提供できる施設、二つ目、食物アレルギーの対応が可能な施設、三つ目、食育、地産地消が推進できる施設、四つ目、効率的に給食が提供できる施設としております。

その下には、整備スケジュール（見込み）ということで、今後の工事等のスケジュールを示してございます。本年度については、現在基本実施設計をやっていますけれども、今後、夏以降に旧新治療舎の解体を実施する予定でございます。来年度からは新しいセンターの建設工事に着手するというところでございます。なお、工事の期間につきましては、ちょうど東京オリンピック前の建設需要の関係や、あるいは旧新治療舎と新治公民館の杭抜き工事も同時に建設工事の中で進めるということから、当初より期間を長く設定しまして、平成32年度の頭まで工事期間を見込んでおります。新しいセンターの供用開始としては、平成32年度の2学期からを考えているものでございます。赤い字で「9月供用開始」というふうに記載させていただいております。

次のページ、2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、敷地全体及び周辺の配置関係を示した図面でございます。配置計画案でございます。まず、車両の出入りについて簡単に説明させていただきますと、給食センター内に入る食材の搬入車につきましては、赤い矢印のとおり、旧新治療舎の入り口から入りまして、食材搬入というふうな記載がある所で食材をおろした後に、また、赤い印の出口から出ていくというふうな流れでございます。また、給食を配送するトラックにつきましては、青い矢印のとおり、新治療舎の入り口から東側に建物に沿って進みまして、建物の東側にございます配送、回収という記載のある所で給食を運ぶコンテナの積みおろしを行いまして、そのままトラックは北側の道路の出口から出ていくというような流れでございます。

そのほか、隣接いたします新治トレーニングセンター、そして保健センターへ来場する車両については、緑の線のとおり、新センターの外側通路に西側の道路から入る方法に加えまして、新たに北側の道路からも出入りできるように整備する考えでございます。この北側の道路につきましては、今回の新センター建設に伴い、道路幅員2.7メートルから4メートルに拡幅工事を行いものでございます。それから、駐車場につきましては、給食センターが建つ関係で若干少なくなるということで、トレーニングセンターの北側に丸を付した数字が①から⑩までありますけれども、そちらを新設駐車場ということで、新しい給食センターとあわせて駐車場も整備する考えでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらは、建物の中の各特性を考慮したゾーニング計画でございます。主なものとして、調理部門、見学部門、厚生部門、管理部門といたしまして、見学者や来客者が調理部門に入れない、そのような建物計画としたものでございます。

次のページをお願いいたします。4ページでございます。

こちらにつきましては、給食センターに求められている衛生区分を明確にする必要があることから、食材や人の動線が交差することがないような一方通行の給食センター内の動線を確立した図でございます。

恐れいたします、次のページ、最後のページになります。

5ページにつきましては、建物の2階部分になりますが、2階のほうに見学者が職員や栄養士などから食育指導などの講義を受けるための部屋としまして研修室を設けてあります。研修室の東側の窓からは、バツテン印になっていますけれども、ここが吹き抜けになっておりまして、1階の調理場の様子が見学できるものとしたものでございます。

簡単でございますが、以上のように、安心・安全でおいしい給食が提供できる施設であるとともに、食育の拠点としての機能をできる施設として整備していくものでございます。中間報告としては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。ただいま、平成32年の2学期ですから約3年後に供用開始を目指して進めているということでございます。何かございますか。

橋 本 委 員 2階の見学室は子供たちも入れるようにしてあるんでしょうけれども、何名ぐらいを予定しているんですか。

学 務 課 こちらについては約80名、40人で1クラス、2クラス同時に研修できる形で計画をしています。

橋 本 委 員 結構大きいですね。

教 育 長 そのほかございますか。よろしいですか。それでは、報告事項、その他ございますか。なければ、その他、(1)夏休みファミリーミュージアムの開催について、お願いします。

博 物 館 資料は53、54ページですけれども、お手元に青色のチラシをお配りしておりますので、そちらをご参照ください。博物館と上高津貝塚ふるさと歴史の広場では、7月22日から8月31日の夏休みの期間に合わせて夏休みファミリーミュージアムを開催いたします。内容は、親子で楽しむ体験講座などを中心としております。チラシの裏側の、まず、土浦市博物館のページをごらんください。子供にもわかりやすい「ワンポイント解説会」のほか、「ミニ掛け軸をつくろう」「親子はたおり教室」「かすみ人形をつくろう」などの体験講座や「亀城公園探検」のほか、昨年に続きまして、戦後70年を記念して実施しております戦争体験の聞き取り調査の体験談をパネル展示をしたり、体験者から実際に「戦争の体験のお話を聞く会」などを開催する予定でおります。

上高津貝塚 チラシの反対側をごらんください。

上高津貝塚では、「どきどきつちうら場所ー遺跡出土品番付ー」と題したテーマ展

を開催いたします。この展示では、市内遺跡から発掘された名品を公開し、そこから浮かび上がる歴史の謎を紹介いたします。現在、土浦市では、高安関の大関昇進で盛り上がりしておりますが、土浦市からは、力士の埴輪が発見されております。全国でも30数点しか発見されていない希少物な資料でございますので、この機会にごらんいただき、さらに相撲熱が盛り上がりたえと考えております。このほか、体験講座としまして、縄文土器や勾玉づくりなど親子で楽しめる企画を用意しております。

教 育 長

博物館と上高津貝塚からの説明でございます。よろしいですか。大分、タイムリーにいろいろやっているみたいで、結構人気あるんですね。土器づくりなんか、作品展もね。

続きまして、第41回子ども郷土研究の開催について、上高津貝塚ふるさと歴史の広場、お願いします。

上高津貝塚

資料55ページをお願いします。

市内の児童生徒を対象に、土浦の歴史や民俗についての自由研究を支援する子ども郷土研究を開催いたします。今回で41回となります。9月末日までに集まった作品について、2回の審査を行い、1月下旬に表彰式と発表会を開催いたします。優秀な作品につきましては、収録集に掲載し、また、最優秀作品につきましては、「広報つちうら」2月上旬号に掲載する予定でございます。

教 育 長

ありがとうございます。「広報つちうら」にレベルの高い作品が毎年2月に出来ますけれども、これが最終的に選ばれていくと。この中のトップが「広報つちうら」に掲載されるということですね。よろしいでしょうか。

続きまして、薪能をお願いします。文化課。

文 化 課

第20回土浦薪能についてでございます。資料のほうは56ページをお願いいたします。本市の秋の風物詩として定着しております土浦薪能は、ことしは10月14日の土曜日に開催することとなりました。場所は例年同様、土浦城址本丸内、雨天の際は市民会館でございます。第1部につきましては、昨年と同じく、土浦各流合同謡と仕舞の会によります能楽大会を行いまして、また、20回の記念に当たりまして、観世鍔之丞先生による「ワークショップ」を実施し、能面や装束づけなどの体験を行います。第2部は、能楽座による薪能公演で、仕舞を2本と狂言は「萩大名」能は「猩々乱」を上演いたします。狂言、能の粗筋につきましては、本日お配りいたしましたカラーのチラシの裏面でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。チケットのほうは7月27日木曜日から、文化課、市民会館、亀城プラザで販売開始いたします。委員の皆様には後日招待券をお渡しいたしますので、ぜひご来場いただきたいと存じます。以上でございます。よろしく願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。

文 化 課

天候のほうは9月だと雨が多い状況がございましたので、ひと月ずらしての開催となっております。

教 育 長

何かございますか。

教育総務課

資料のほうで1枚ものの左上に、教育総務課と書いた資料があると思います。こちら、茨城県教育庁の総務企画部総務課からのメールですけれども、取り急ぎお知らせなんですけれども、今年度の茨城県市町村教育委員会教育委員研修会のご案内に

なります。日時は8月31日木曜日の13時15分から、場所が笠間にあります県教育研修センターです。対象者は教育長及び委員ということで、内容のほうは、講演として上甲晃氏の講演、あとは行政説明として「いじめの対応」、こちら仮ということでございますけれども、こちらが予定されてございます。ご都合のつく方は出席いただければと考えております。出欠につきましては、次回、7月の定例会の際に確認をさせていただきますので、そのときにご報告いただければと思います。ちなみに、去年は説田委員と松延委員、お二人に出席していただいております。よろしく申し上げます。

教 育 長
教育総務課

講師の、上甲さんだよね。松下政経塾の人だよね。そのほかございますか。

もう1点お願いします。7月の定例会です。第4火曜日が25日になります。7月25日の16時からでお願いしたいと思います。

教 育 長

次回、7月25日の火曜日、大丈夫でしょうか。では、次回は7月25日の火曜日、16時からにさせていただきます。では、以上で定例会を終わります。ありがとうございました。